

令和4年9月1日(木)から

## 外来診療費の計算方法が変更になります

令和4年9月1日より、許可病床数を“199床”に変更致します。これに伴い、厚生労働省が定める診療報酬点数の計算方法が変わるため、これまでと診療内容が同じ場合でも自己負担額が増えることがあります。

何卒、ご理解下さいますようお願い致します。

### 《医療費の計算方法が変わる主なもの》

1. 紹介状をお持ちでない方の初診に係る費用「選定療養費 1,650円」が発生しません。お気軽に受診出来るようになります。
2. 再診時の「外来診療料 74点」が「再診料 73点」に変わります。今まで外来診療料に含まれていた検査(尿検査、糞便検査、血液形態・機能検査等)や処置(創傷処置 100cm<sup>2</sup>未満、目処置、耳処置等)の費用が発生します。
3. 再診時の診察料に「外来管理加算 52点」が加算されます。
4. 特定の疾患(代謝疾患、循環器疾患、呼吸器疾患、消化器疾患、悪性新生物等)で通院されている方は「特定疾患療養管理料 87点」の費用が発生します。また、院外処方箋が交付された場合は、「特定疾患処方管理加算 18点 または 66点」が加算されます。

ご不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせ下さい。

三楽病院 院長